

一般廃棄物処理事業実態調査の結果について

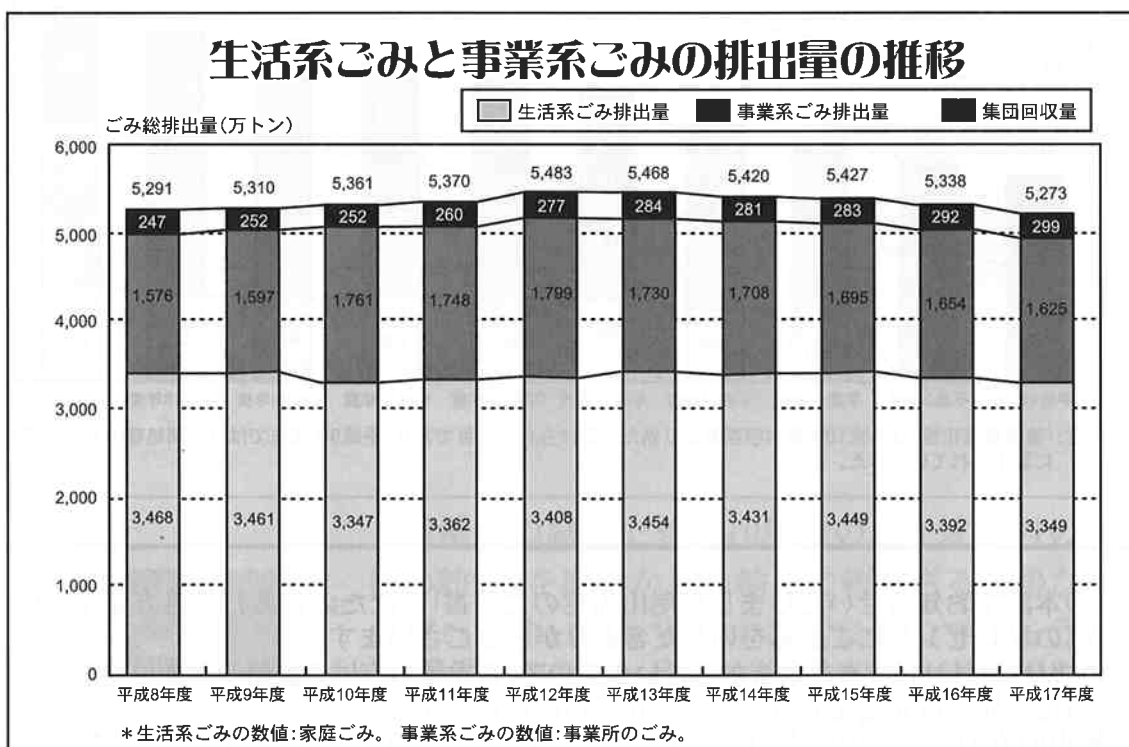
出典：平成19年5月1日付環境情報

1. 全国のごみ総排出量

平成17年度におけるごみ総排出量は5273万トン(東京ドーム約142杯分)で前年度より1.2%減少、1人1日当たりのごみ排出量は1131gで1.3%減少となりました。排出量抑制と3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進の効果が現れ、総排出量は平成12年度以降継続的に減少し、基本方針でベースラインと

している平成9年度の5310万トンを初めて下回りました。また、1人1日当たりの排出量はピーク値の平成12年度から約5%減少しました。

ごみの排出量を排出形態別で見ると、生活系ごみが3349万トン、事業系ごみが1625万トンで、生活系ごみが約64%を占めます。



お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 神岡衛生社 TEL0578-82-0337
FAX0578-82-5846

業務内容

- 一般廃棄物収集運搬/し尿、ゴミ (一般家庭・事業系)
- 産業廃棄物収集・運搬
- 浄化槽清掃
- 浄化槽保守点検
- 浄化槽工事
- 上下水道設備工事
- 下水道施設維持管理 (終末処理場・管路)
- 衛生設備維持管理
- ビルメンテナンス/床清掃、排水管清掃、貯水槽清掃
- 水質分析/環境分析、排水分析、建築物飲料水水質検査
- 環境衛生関連商品販売
- その他、環境衛生に関する全般のご相談に応じます。

URL <http://www.k-eisei.co.jp/>

2

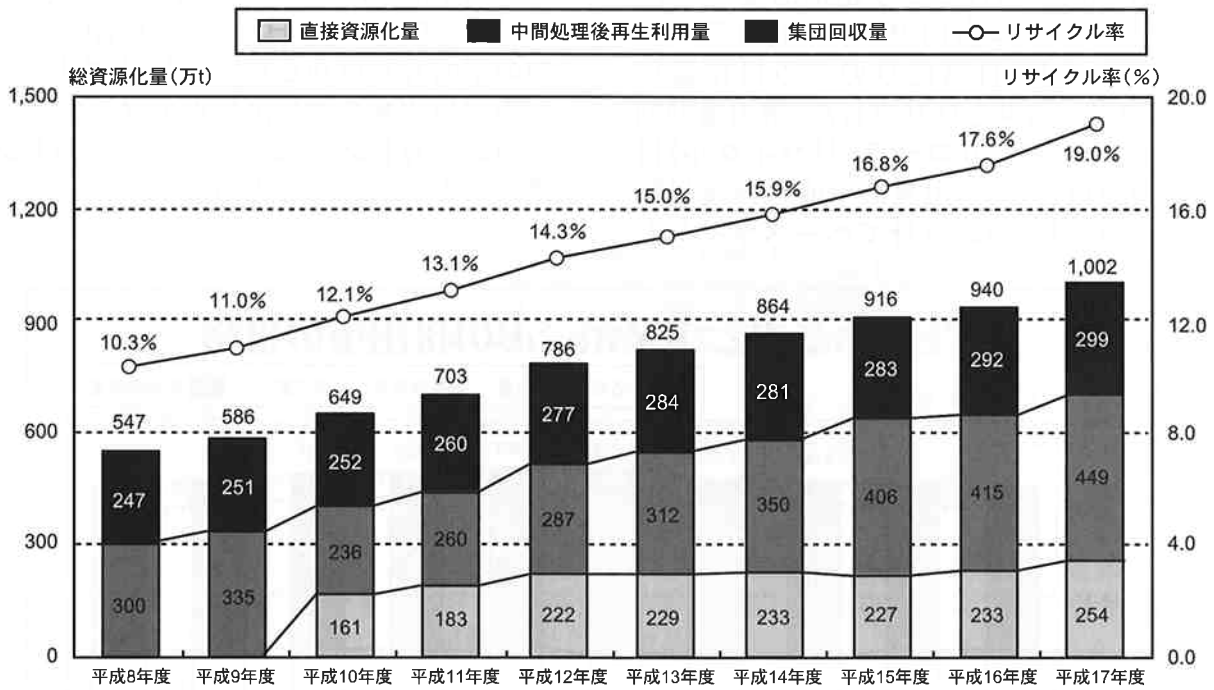
2. リサイクルの状況

平成17年度、市区町村において分別収集により直接資源化された量(254万トン)ならびに中間処理後に再生利用された量(449万トン)の合計は703万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は299万トンです。これらを合わせた総資源化量は1002万トン、リサ

イクル率は19%で着実に上昇しています。

そのうち、容器包装リサイクル法に基づき市区町村等が分別収集したものの再商品化量は265万トンでした。また、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は45万トンで、このうち再商品化は33万トンでした。

総資源化量とリサイクル率の推移



注:「直接資源化量」は平成10年度実態調査より新たに設けられた項目であり、平成9年度までは、「中間処理後再生利用量」に計上されていました。

4月の本誌でお知らせいたしました尾山先生のご著書「あなたのしあわせ処方せん」、「ママのほん」のプレゼントにご応募をいただきありがとうございます。

締め切りは5月31日までまだ余裕がございますので、ご希望の方はご連絡をお願いいたします。なお、当選の発表は発送をもってかえさせていただきます。

飛騨市の方のご応募の葉書のなかで、ごみの収集についてご質問をいただいておりますが、ご本人様には回答しておりますが、同様の疑問をお持ちの方もみえるかもしれませんので、ここにご紹介します。

ゴミ袋の件につき、

Q1 現在は黄色の袋ですが、以前の青い袋は使えないのか？

A1 引き続き使用できます。

Q2 引越後余ったゴミ袋は捨てるしかないのか？

A2 他市では使用できません。飛騨市でも引取りは行っていませんので、どなたかにお分けいただくようお願いいたします。

バイオ燃料の今後の課題

バイオエタノールをレギュラーガソリンに3%混ぜた「バイオガソリン」の実験販売が首都圏で4月末から始まったことはニュースなどでご存知かもしれませんが、4月18日付の環境新聞によると、バイオ燃料(※)の世界的な利用拡大が食糧の安定供給に与える影響に対しての不安が広がっているそうです。原料のトウモロコシの取引価格の高騰も起きています。また、経済発展著しい中国やインドなどの急激な需要増により、穀物の供給が逼迫^{ひっばく}しており、バイオ燃料の急激な生産増加が食糧危機の引き金になりかねないとの指摘も出ています。米国ではトウモロコシ、ブラジルではさとうきびが広大な土地で増産され始めています。

しかし、日本にはバイオ燃料の国内需要^{まかな}を賄えるほどの農地はありません。



環境省の試算でも2010年度のバイオ燃料の導入目標の約9割を海外からの輸入に頼らざるを得ないとされています。では、どうすれば良いのでしょうか？東京海洋大学の能登谷教授は「日本の経済的水域の面積は陸地の約10倍、海には陸地の植物と同様に太陽エネルギーで育つ海藻がある」と語り、広大な海で海藻を育てバイオ燃料を作る計画を進めています。海産資源の有効活用こそ、未来の日本を支えるカギになるのかもしれません。

※バイオ燃料:トウモロコシなどの穀物を原料にしたエタノールなどを、石油やガソリンなどの代替燃料としたもの

改正水質汚濁防止法の適用延期について

先月の本誌20号でお知らせしました、改正水質汚濁防止法の7月からの適用について、環境省は規制の延期を発表しました。先月の記事では、この発表を盛り込むことが間に合わず、今月の7月から新しい規制が適用されると報告いたしましたが、温泉旅館の排出基準については、2010年まで現状の暫定基準が適用されますので、訂正してお知らせいたします。

詳しくは、環境省のWEBサイト

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8297>
でご確認いただけます。

(株)神岡衛生社は

温泉成分分析機関です。

岐阜県には、美しい自然に囲まれた豊かな温泉を利用するために訪れる観光客が後をたえません。また、気軽に立寄れる日帰りの温泉施設が充実し、お年寄りだけでなく、子どもから大人まで幅広い年齢層が温泉を楽しめるようになりました。

こうしてますます身近な存在となってきた温泉ですが、白骨温泉の「温泉偽装」問題をきっかけに、平成17年に56年ぶりとなる温泉法の見直しがなされ、以下のことが義務付けられました。

このような利用の仕方をしてしている場合、その事実と理由を掲示する。

★温泉に加水して利用

★温泉を加熱して利用

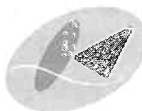
★温泉を循環させて利用

★温泉に入浴剤を加えたり消毒して利用

このような背景のもと、平成18年1月、当社は温泉成分分析機関として岐阜県の登録を受け、温泉成分の分析業務を実施しています。

従来より浴槽水のレジオネラ等の水質分析を行っていましたが、県下第3番目、飛騨地方では唯一の温泉成分分析機関として、源泉の調査まで実施できる体制を整えております。

温泉に関する調査は、是非(株)神岡衛生社にご相談下さいませ



株式会社 神岡衛生社 TEL0578-82-0337
FAX0578-82-5846

〒506-1147 岐阜県飛騨市神岡町東雲375番地

環境分析室: TEL(0578)82-0410 FAX(0578)82-2010 e-Mail analysis@k-eisei.co.jp